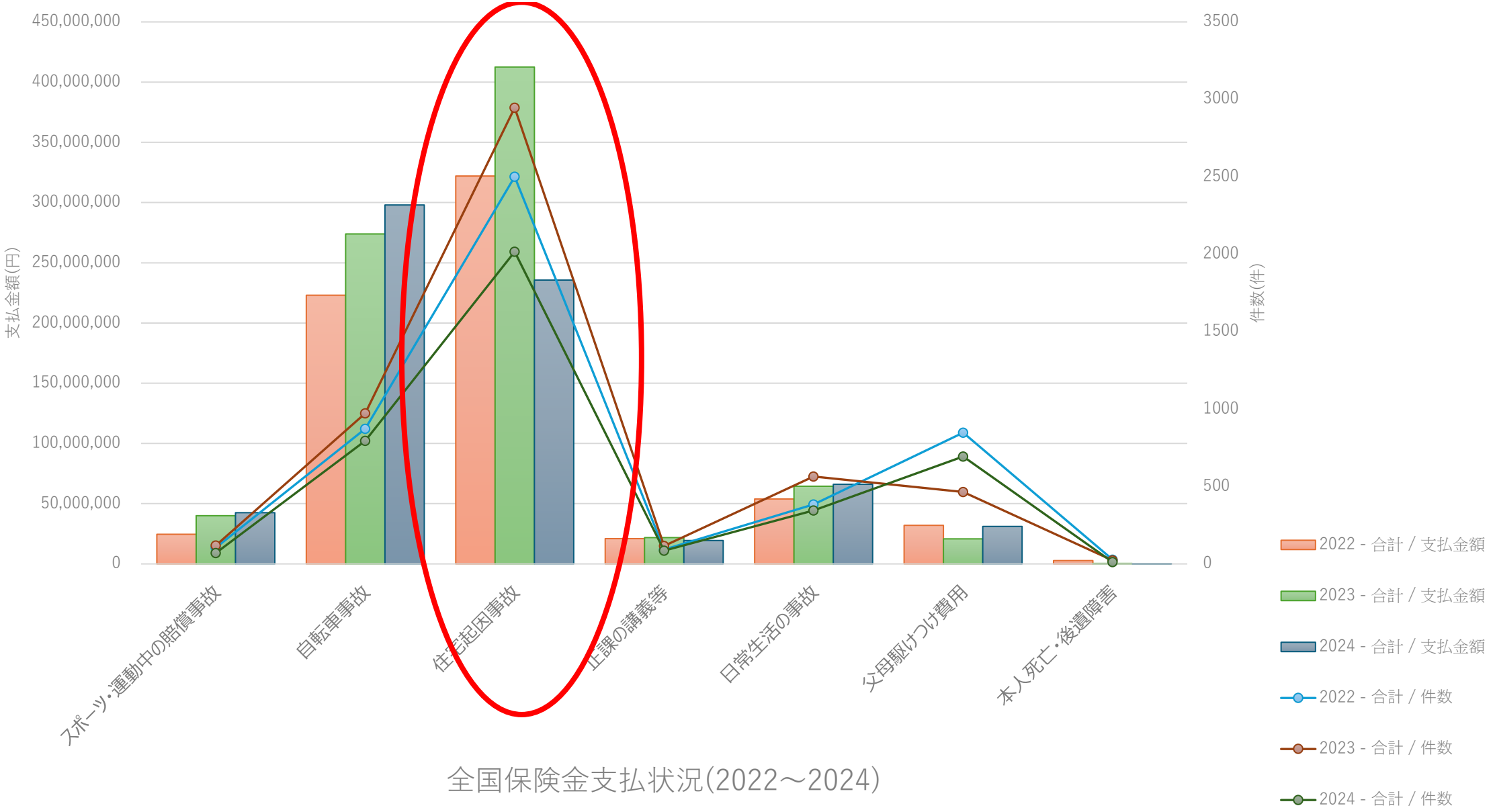
学生賠償責任保険
1人暮らし学生向け保障の紹介



学生賠償責任保険保険金支払状況



全国保険金支払状況(2022～2024)

事故事例 住宅起因事故

支払対象となる事例 借主の過失により家主から損害賠償請求されたもの

- 借用住宅の風呂場の排水が詰まった状態でシャワーを出しっぱなしにしていて、階下に水もれさせた。
  6,105,577円支払
- 誤ってドライヤーを借用住宅の洗面台に落とし破損させた。176,000円支払
- 借用住宅のIHコンロに炊飯器を落下させ、破損させた。54,340円支払
- 借用住宅のガス台で調理中に火が飛び、壁を破損させた。234,526円支払
- 借用住宅の引っ越しの準備で物を運んでいる際に、トイレのドアにあたり、ドアを破損させた。
  145,200円支払

支払対象とならない事例　借主に損害賠償責任が発生しないもの

- 経年劣化による壁紙の汚れ
- 通常損耗によるもの　例：冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)・日照等による変色
- 破損等はしていないが家主都合で次の入居者確保のために行うもの　例：浴槽・風呂釜等の取替え

もしも事故が起こった場合は・・・

- ① **管理会社・大家さんへ連絡する**
  事故の状況を報告し、修理や対応方法を確認する。
- ② **加入している保険を確認する**
  学生賠償責任保険に加入している場合は③事故報告する。
- ③ **コープ共済センターへ事故報告する**
  電話またはインターネットで事故報告を行う。
- ④ **修理費用の請求前でも報告しておく**
  小さな事故と思っても自己判断せず、まずは相談する。

もしも事故が起こった場合は・・・

1 コープ共済センターへ報告します。



電話での事故受付（24時間365日対応）

0120-16-9431（携帯電話からも利用可能）

1・2の番号からご用件をお選びください。その後は音声ガイダンスに従いお問い合わせ内容に応じた番号を押してください。（音声ガイダンスの途中でも番号選択は可能です。）

1 ご加入前のお問い合わせ

2 ご加入後のお問い合わせ → 2 共済金・保険金請求手続き → 2 学生賠償責任保険の事故連絡・保険金請求

インターネットでの事故受付

https://jiko-univcoop.com/

大学生協の学生賠償責任保険の加入者であることをお申し出ください。合わせて「保険加入者証」等、ご契約がわかるものをご用意ください。ご契約がわかるものがない場合でも報告できます。

事故事例 父母駆けつけ費用

最大
10万円

●手術のため３日以上続けて入院したため、父母が病院に駆けつけた。保険金お支払金額： 100,000円

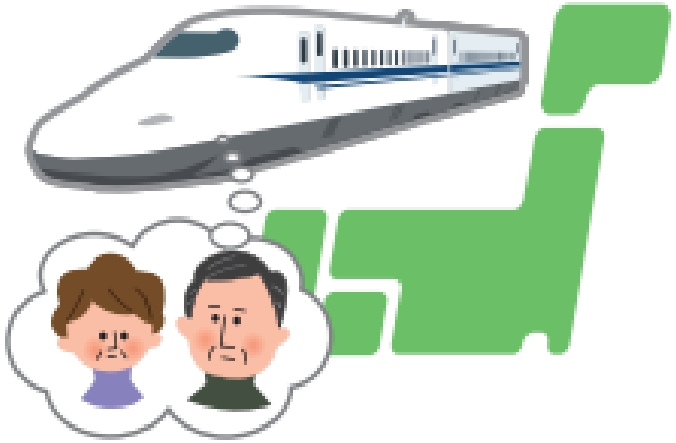
●治療のため３日以上続けて入院したため、父母が病院に駆けつけた。保険金お支払金額：100,000円

父母駆けつけ費用保障は、学生が**病気やケガで３日以上続けて入院した場合**などに**扶養者（最大２名まで）が駆けつける費用等**を保障します。 一般的な火災保険にはない、**大学生協ならではの保障**です。

よくいただくご質問

Q：駆けつけて保障対象となるのは父母のみでしょうか？

A：父母だけでなく祖父母や親族(これらの方の代理人を含みます)も対象です。



学生賠償責任保険　よくあるご質問

Q.退去後も保険金請求手続きはできる？

A.退去後も保険金請求は可能（時効は３年）です。ただし事故状況がわからなくなる可能性があるので、退去前の手続きを推奨します。どうしても間に合わない場合は退去前に事故箇所の写真を撮る等しておいてください。

